多重債務問題に対する取り組みについて

(1) 多重債務者相談強化キャンペーン 2023)

(福岡県人づくり・県民生活部生活安全課)

「多重債務者相談強化キャンペーン 2023」について

令和5年8月4日 多重債務者対策本部長決定

1. 趣旨

多重債務問題を抜本的に解決するため、多重債務者対策本部は、2007 年4月、「多重債務問題改善プログラム」を決定し、取り組むべき網羅的な施策を取りまとめた。本「プログラム」に基づき全国の自治体等における相談窓口の整備が進められてきたところ、これら相談窓口の認知度の向上や、潜在的な相談者の掘り起こし等を目的として、2008 年度から「多重債務者相談強化キャンペーン」を毎年実施してきている。

改正貸金業法完全施行により、多重債務問題は一時に比べ落ち着きを見せているが、多額の借入残高を有する層は現在も相当数存在し、継続的に多重債務 者対策を講じていく必要がある。

このため、本年度も、「多重債務者相談強化キャンペーン 2023」を実施することとし、消費者及び事業者向けの無料相談会の開催等の取組(電話による相談の受付を含む。) や生活困窮者自立相談支援事業の相談窓口との連携等を行うとともに、ヤミ金の利用防止等に係る周知・広報を行うこととする。

また、2022年3月に新たな「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が閣議決定されたことも踏まえ、多重債務者相談窓口等におけるギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的な連携方法や相談実施方法等を整理した対応マニュアルについても、改めて情報提供を行うこととする。

2. 期間

2023 年 9 月 1 日 (金) から 12 月 31 日 (日) までの 4 か月間

3. 主催

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司 法支援センター(法テラス)

4. 実施概要

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センターの連名で、別添1のとおり、都道府県に呼び掛け、キャンペーン期間中に都道府県、当該都道府県の弁護士会及び司法書士会並びに中小企業団体(注)が共同で消費者及び事業者向けの無料相談会の開催等を行う。その他、実施に関し必要な事項については別添2のとおり定める。

なお、昨年に引き続き、本年のキャンペーンの実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた方々に十分な配慮を行うこと。

(注)中小企業団体とは、全国の商工会議所及び商工会並びに都道府県中小企業団体中央会。

令和5年8月4日

日本司法支援センター

各都道府県多重債務者相談担当部局長 各都道府県商工担当部局長

> 多重債務者対策本部 日本弁護士連合会 日本司法書士会連合会

「多重債務者相談強化キャンペーン 2023」に関する協力について(依頼)

殿

2007年4月、内閣に設置された多重債務者対策本部において「多重債務問題改善プログラム」が決定され、直ちに取り組むべき網羅的な施策が取りまとめられました。本「プログラム」に基づき、全国の自治体等における相談窓口の整備が進められてきたところですが、これら相談窓口の認知度の向上や、これを通じた潜在的な相談者の掘り起こし等を目的として、2008年度から「多重債務者相談強化キャンペーン」を毎年実施してきているところです。

2010年6月の改正貸金業法完全施行により、多重債務問題は一時と比べ落ち着きを見せているところですが、多額の借入残高を有する層は現在も相当数存在し、継続的に多重債務者対策を講じていく必要があります。

このため、本年度も、9月1日から12月31日までのキャンペーン期間中に都道府県、 当該都道府県の弁護士会及び司法書士会並びに中小企業団体(全国の商工会議所、商工会 及び都道府県中小企業団体中央会)が共同で無料相談会の開催などの取組を行う「多重債 務者相談強化キャンペーン2023」を実施することといたしました。この中で、消費者及び 事業者を対象とした無料相談会等(受付時間の延長や電話による相談受付等を含む。)の 開催や他の制度(生活困窮者自立支援事業や自殺対策に係る制度など)との連携に加え、 ヤミ金融の利用防止に係る周知・広報を行うこととしております。

また、2020年3月に更新いたしました「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」についても、2022年3月に新たな「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が閣議決定されたことも踏まえ、引き続き御活用いただければ幸いです。

各都道府県におかれましては、キャンペーンの実施に当たり、趣旨に御理解賜り、是非、 積極的な御協力をよろしくお願い申し上げます。なお、昨年に引き続き、本年のキャンペーンの実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた方々に十分な配慮 を行うよう御留意ください。

なお、無料相談会を含むキャンペーン期間中の取組については、各都道府県のお求めに 応じ、各財務局・支局及び沖縄総合事務局において最大限の協力を致しますので、必要が あれば、お声掛けください。

本件に関する問い合わせ先

金融庁企画市場局信用制度参事官室水野、佐々木

TEL: 03-3506-6000(内線 3558、3537)

「多重債務者相談強化キャンペーン 2023」の実施要領

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会(以下「日弁連」という。)、日本司法書士会連合会(以下「日司連」という。)及び日本司法支援センター(以下「法テラス」という。)が共催で、2023年9月1日(金)から12月31日(日)までの間、「多重債務者相談強化キャンペーン 2023」(以下「キャンペーン」という。)を実施する。

なお、昨年に引き続き、本年のキャンペーンの実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた方々に十分な配慮を行うこと。

1. 概要

(1) 生活困窮者自立支援事業の相談窓口との連携も含めた無料相談会等の実施

①全般

〇 キャンペーンの実施に当たり、多重債務者対策本部、日弁連、日司連及び法テラス (以下「共催団体」という。)の連名で全国の都道府県及び中小企業団体(注1)に 呼び掛け、キャンペーン期間中、都道府県、当該都道府県の弁護士会・司法書士会 及び中小企業団体が共同で、消費者及び事業者を対象とした、多重債務に係る無料 相談会等(常設の相談窓口の受付時間の延長や生活困窮者自立相談支援事業の相談 窓口との連携、電話による相談の受付等を含む。以下同じ。)を実施する。

特に、2018 年の生活困窮者自立支援制度の見直し(注2)により、一層セーフティネット支援の対応が進むことが期待されることから、適宜、新制度の内容についても情報提供を行う。

- (注1) 中小企業団体:全国の商工会議所及び商工会並びに都道府県中小企業団体中央会。
- (注2) 自治体における家計改善支援事業の実施の努力義務化等を行っている。生活困窮者自立支援制度の概要については、下記 URL の厚生労働省 WEB サイトを参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html

- 無料相談会等の実施に当たっては、例えば、休日・夜間に相談を受け付けるなど、 多数の相談者が相談できるよう設定する。なお、開催日も含めた開催方法については 各都道府県、当該都道府県の弁護士会及び司法書士会(事業者を対象とする相談会に あっては、中小企業団体を含む。)が協議・調整の上、決定する。
- その際、「多重債務」相談という名称に抵抗を持つ債務者に配慮し、家計相談やお 金に係る相談会といった名称とすることや、人目を気にせずに相談会や常設の相談 窓口の情報を得られるようにするため、例えば、地方公共団体の広報誌やフリーペー パーへの掲載、回覧板を用いるなどの工夫ある周知・広報を行う。また、都道府県・ 市区町村や財務局等の常設の相談窓口において、通年で多重債務に関する相談を受 け付けていることについても、キャンペーン期間中に改めて周知徹底を図る。

○ 無料相談会等には、必要に応じ、当該都道府県を管轄する財務局等(財務局・支局 及び沖縄総合事務局)や当該都道府県内の市区町村・消費生活センターの相談員又は 担当職員(以下「関係機関相談員等」という。)の参加・協力を求める。

②消費者向け無料相談会等

- 消費者を対象とする無料相談会等の実施に当たっては、当該都道府県等の福祉担当部局や社会福祉協議会とも協力の上、常設の相談窓口と生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく生活困窮者自立相談支援事業や生活困窮者家計改善支援事業の相談窓口との間で相談内容を共有するなど緊密な連携を行うよう努める。また、当該都道府県内の市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「市等」という。)に対し、当該市等の財務担当部局や福祉担当部局、消費生活センター、社会福祉協議会等とも協力の上、市等の常設の相談窓口と同法に基づく生活困窮者自立相談支援事業や生活困窮者家計改善支援事業の相談窓口との間で相談内容を共有するなど緊密な連携に努めるよう促す。
- 消費者を対象とする無料相談会等においては、対応が可能な都道府県については、 債務者の家計管理能力を向上させ、着実な債務の返済を促すだけでなく借金問題を 未然に防ぐための家計管理支援を実施する。とりわけ、過去に債務整理を行ったにも かかわらず、再度、多額の借入れを抱えるに至った相談者については、この点につい てきめ細かく対応するよう努める。

その際、当該都道府県における NPO 法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会の支部との連携を必要に応じて図ることが考えられる。

- O また、消費者を対象とする無料相談会等においては、必要に応じ、当該都道府県の 福祉担当部局や社会福祉協議会等とも連携の上、生活再建のためのセーフティネット貸付制度等の紹介を行う。
- 消費者を対象とする無料相談会等には、多重債務相談に加え、家計管理支援やセーフティネット貸付制度等の紹介を同一の場で行うワンストップでの相談会として開催することが望ましいが、これが困難な場合は、家計管理支援を実施する日やセーフティネット貸付制度を紹介する日をキャンペーン期間中に別途設定し、相談を受け付けるなどの対応を行うよう努める。

③事業者向け無料相談会等

○ 事業者を対象とする無料相談会等においては、関係機関相談員等に加え、各都道府 県・中小企業団体の経営相談員、経営指導員等の参加を呼び掛け、多重債務相談に加 え、事業者向けの融資制度の紹介等を行い得るようにする。

(2) キャンペーンに係る周知・広報の実施

○ キャンペーンの周知・広報は、共催団体の共同で全国展開する。キャンペーン期間の うち、特に9月及び12月を重点月間と位置付け、共催団体において、互いに連携して 積極的な周知・広報活動を行う。また、周知・広報は、一般に向けて理解しやすい表現を用いるよう努めつつ、2022 年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳、19歳の若年者が一人で契約を締結することが可能になったことから、そうした若年者が無料相談会や常設の相談窓口を認知できるよう、若年者の目に留まりやすい方法を取ることが望ましい。

- 〇 無料相談会等の開催周知・広報(常設の相談窓口の周知・広報を含む。)については、各地域において無料相談会等の実施主体(常設の相談窓口の実施主体を含む。)が中心となって行う。特に、各都道府県においては、地域に密着した広報媒体を活用した周知活動を行う。なお、周知活動は中小企業団体のほか、都道府県商店街振興組合連合会の協力も得て行う。
- また、キャンペーン期間中、各都道府県は、消費生活センター等と連携して、ヤミ金融の利用防止に係る周知・広報を特に強化する(例えば、SNS などを通じた個人を装ったヤミ金融業者による高金利での貸付け、後払いによる商品売買や商品の買取りを装った違法な貸付けなど、確認されている様々な手口(注3)について注意喚起を行う)。
 - (注3)「ヤミ金被害の実例と悪質業者の検索」(日本貸金業協会 WEB サイト)

https://www.j-fsa.or.jp/personal/bad_contractor/

「違法な金融業者にご注意!」(金融庁 WEB サイト)

https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/index.html

「貸す側も、借りる側も#個人間融資に要注意!」(金融庁 WEB サイト)

https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/kinyu chuui.html

「給与の買取りをうたった違法なヤミ金融にご注意ください!」(金融庁 WEB サイト)

https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/kinyu_chuui2.html

「「今すぐ現金」「手軽に現金」にご注意ください! ~いわゆる 後払い(ツケ払い) 現金化に要注意~」(金融庁 WEB サイト)

https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/cashing_chuui.html

「商品の買取りをうたって高額な違約金を請求する悪質な業者にご注意ください!」~いわゆる「先払い買取」現金化 に要注意~(金融庁 WEB サイト)

https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/cashing_chuui2.html

- さらに、キャンペーン期間中、各都道府県・中小企業団体は、通常実施している事業 者向け経営相談において、貸金業者からの借入れについての相談にも対応可能である ことを周知徹底する。あわせて、ファクタリングを装った違法な貸付け(注4)につい ても注意喚起を行う。
 - (注4)「〜経営者の皆様〜その資金調達大丈夫ですか?」(金融庁 WEB サイト) https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/chuui1.pdf

2. 無料相談会等の費用負担等

- 無料相談会等に参加する弁護士・司法書士及び中小企業団体の経営相談員等の費用は、交通費を含めて全てそれぞれ所属する団体で負担する。
- 無料相談会等の会場は、各都道府県と当該都道府県の弁護士会・司法書士会が相談 の上適宜確保する(各都道府県の保有する施設や、消費生活センター、弁護士会・司法 書士会の施設等を利用することが考えられる。また、会場を設営する際は、相談に訪れ る者のプライバシーに配慮する)。
- 無料相談会等の会場に、相談用の仮設電話を設置する場合の費用は、原則として弁 護士会・司法書士会側で負担する。

3. 期待される効果

- 全国的にキャンペーンを展開することで、潜在的な相談者の掘り起こしを行うとと もに、常設の相談窓口の認知度を向上させ、相談者が相談窓口を訪れる契機を提供す る。
- O 自治体の相談員又は担当職員が弁護士・司法書士と同席して多重債務者相談に当たることにより、相談に関する経験を積むことが期待できる。
- 常設の相談窓口と生活困窮者自立相談支援事業や生活困窮者家計改善支援事業の相 談窓口との緊密な連携を行うことで、自治体内における部局間の連携強化及びノウハ ウの共有を通じた生活困窮者に対するセーフティネット支援の円滑な実施に寄与する。
- O 各都道府県と弁護士会・司法書士会や中小企業団体が連携の上、関係機関の協力を 得てキャンペーンを展開することで、相互の連携が深まる。

4. 留意点

(1) 債務整理費用の負担軽減

- ① 無料相談会等を経て、具体の債務整理の手続に移行する場合、相談者が特定調停による債務整理を行うことが適当と判断されれば、弁護士・司法書士は積極的に特定調停の手続を薦め、相談者の費用負担軽減に努める。
- ② 無料相談会等を訪れる相談者には生活に困窮している多重債務者が多いと予想されることから、弁護士・司法書士が債務整理を受任することになった場合には、弁護士費用・司法書士費用については、その実情に応じ極力低廉な価格に設定し、あわせて、分割返済を基本とする。

また、相談者に対して、法テラスの民事法律扶助制度について説明を行い、必要な場合はその活用を図る。

(2) 債務整理を行う場合についての相談者に対する注意喚起

相談の際、債務整理の手続をとる場合、以後新たな借入れを受けることが困難となる可能性がある旨を相談者に説明する。

(3) 自殺対策部局を含めた関連部局等との連携

- ① キャンペーンの実施に当たり、必要に応じて、各都道府県、政令指定都市の自殺対策 担当部署との連携体制のより一層の整備に努める(例えば、自殺関連の相談が寄せら れた場合に、当該相談者が多重債務に陥っていることが判明したときは、当該都道府 県及び市区町村の多重債務者向け相談窓口へ誘導できるよう、事前に連絡先等を周知 するなどの体制を整えておくことが考えられる。9月10日から16日までの1週間は 自殺予防週間として、全国一斉相談等のより一層の実施が想定されているところであ り、特に、自殺対策部局等と連携した取組を実施することが重要である)。
- ② また、必要に応じて、他の関係機関及び各都道府県の関係部局とも連携する(例えば、ヤミ金融に関する相談が寄せられた場合には、警察への情報提供を行う。公的な融資制度に関する相談が寄せられた場合には、事業者については、日本政策金融公庫等の公的金融機関を、消費者については、各都道府県の福祉担当部局や社会福祉協議会を紹介するなどが考えられる)。
- ③ さらに、各都道府県、市区町村等の徴税部門等とも連携し、当該部門において、多重 債務者に陥っている可能性のある相談者等を発見した場合は、当該都道府県及び市区 町村の多重債務者向け相談窓口へ誘導できるよう、事前に連絡先等を周知するなどの 体制を整備する。

(4) ギャンブル等依存症に関する相談拠点等との連携

2018 年 10 月に施行されたギャンブル等依存症対策基本法(平成 30 年法律第 74 号)に基づき、2019 年 4 月に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が策定、閣議決定され、2022 年 3 月には、必要な変更を加えた新たな計画が閣議決定された(注5)。ギャンブル等依存症により多重債務に陥ることがないよう、多重債務相談窓口とギャンブル等依存症対策に関する相談拠点等(精神保健福祉センター、保健所、自助グループ等)との連携を進めることが重要である。

2020年3月には、相談窓口等において的確に相談実務が行えるよう、多重債務者相談窓口等におけるギャンブル等依存症に関する相談拠点等との具体的な連携方法や相談実施方法等を整理した対応マニュアルを更新・公表(注6)したところであり、引き続き当該マニュアルを踏まえ、円滑な相談実務の実施及び窓口間の連携に努める。

(注5)「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」(首相官邸 WEB サイト)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou_izonsho/pdf/kihon_keikaku_honbun_202203 25.pdf

(注6) 「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際

https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/gambling/20200331/01.pdf

(5) 新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症等の影響により、収入が減少し生活に困窮する者や売上げが減少し資金繰りに窮する事業者が増えているとの声もある。相談対応を必要とする者が無料相談会や常設の相談窓口を認知できるよう、積極的な周知・広報活動を行うとともに、必要に応じ、住居確保給付金や生活福祉資金貸付などの公的支援制度や金融機関による資金繰り支援等(注7)について適切に紹介する必要がある。

その際、消費生活センター、社会福祉協議会等、生活困窮者自立相談支援事業や生活困窮者家計改善支援事業の相談窓口との間で、より一層の緊密な連携に努めることが望ましい。

(注7)「特例貸付の返済でお悩みの方へ」(厚生労働省 WEB サイト) 生活支援特設ホームページ

https://corona-support.mhlw.go.jp/

「資金繰り支援一覧」(中小企業庁 WEB サイト)

https://www.meti.go.jp/covid-19/#01

資金繰り等でお困りの皆様へ(金融庁 WEB サイト)

https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/press.html#02

金融機関への要請等(金融庁 WEB サイト)

https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/press.html#03

相談窓口一覧(金融庁 WEB サイト)

https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/press.html#01

「多重債務防止のための注意喚起 (高額な手数料によるファクタリングに関する注意喚起)」 (金融庁 WEB サイト)

https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/kinyu_chuui4.html

(6) その他

① キャンペーンの実施に当たっては、本実施要領を基本としつつ、詳細については、各 都道府県と当該都道府県の弁護士会及び司法書士会等が関係機関と適宜協議・調整等 の上、各地域の事情に応じて定めることとする。

その際、各都道府県の多重債務者対策協議会の枠組みを活用して、関係者間で、キャンペーン期間中における無料相談会等の開催を始めとする各般の取組(都道府県、弁護士会及び司法書士会以外が実施主体となって行われるものを含む。)について、必要な合意形成、情報共有及び実績把握が行われることが望ましい。

② 来年度以降の「多重債務者相談強化キャンペーン」の実施については、各都道府県における本年度のキャンペーンの実施状況等を踏まえ、多重債務者対策本部長が決定する。

(以 上)

多重債務問題に対する取り組みについて

(2) 多重債務者無料相談ウイーク)

(福岡県人づくり・県民生活部生活安全課)

担当課 人づくり・県民生活部生活安全課

直 通 092-643-3193

担当者 西坂(内線2952)

福岡県消費生活センター相談啓発課 092-632-1600 担当 山内

11月7日~11日に多重債務者無料相談ウィークを実施します

- 多重債務問題 ** は、家庭崩壊、うつ病、自殺、犯罪などを誘引し、本人だけではなく家族や他人までも巻き込む悲惨な結果を招くことが多い、深刻な社会問題です。
- 多重債務問題を解決するため、県では、福岡県弁護士会及び福岡県司法書士会の協力を得て、借金でお悩みの方を対象とした「多重債務者無料相談ウィーク」を実施します。
- 無料相談ウィークの期間中、弁護士会や司法書士会では、より多くの相談に対応できるよう、相談体制を強化し、新型コロナウイルス感染防止対策を講じたうえで、面談による無料相談を実施します。
- 借金でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。
- ※ 多重債務とは、「サラ金、クレジット会社、銀行等からの金銭の借入れ、又はクレジットの利用による買い物により発生した債務が本人の返済能力を超えること。特に、その債務の返済のためにさらに借金して債務が重なること」をいいます。

【期間】

令和4年11月7日(月曜日)~11月11日(金曜日)

【実施内容】

(1) 福岡県消費生活センターで相談の受付を行います。

受付電話:092-632-0999 (受付時間は午前9時から午後4時30分まで)

- (2) 福岡県消費生活センターでは、相談者の居住地、債務の額等について聞き取りを行い、相談内容に応じた解決方法を検討・助言します。
- (3) 債務整理については、弁護士会や司法書士会の相談窓口を、生活に困窮しお困りの方には、自立相談支援機関を紹介します。

【取材対応】

福岡県消費生活センターで取材に応じます。(事前に福岡県消費生活センター相談啓発課(電話番号: 092-632-1600)へ連絡をお願いします。)

【参考】

本キャンペーン以外の期間でも、県では下記の窓口において、無料で多重債務相談を受け付けています。

○ 福岡県消費生活センター

福岡市博多区吉塚本町13番50号 吉塚合同庁舎1階

相談電話番号 092-632-0999

受付時間 月~金曜日(電話・来所相談) 午前9時から午後4時30分まで

日曜日 (電話相談のみ) 午前10時から午後4時まで

借金問題は必ず解決します!

多重債務者無料相談ウィーク

令和4年11月7日(月)~11月11日(金)



電話番号(福岡県消費生活センター)

092-632-0999

受付時間:9時~16時30分)

借金でお悩みの方は気軽にお電話ください。最寄の自立相談支援機関や 弁護士会、司法書士会の相談窓口をご紹介します。(相談無料・秘密厳守)

主催:福岡県、福岡県弁護士会、福岡県司法書士会

多重債務問題の解決のために

多重債務問題は、必ず解決できます!

万一多重債務に陥ってしまった場合、4つの整理方法があります。 整理方法の選択は、支払能力・総債務額などの様々な条件がポイントとなります。



〇 多重債務とは

「サラ金、クレジット会社、銀行等からの金銭の借入れまたはクレジットの利 用による買い物により発生した債務が本人の返済能力を超えること、特に、 その債務の返済のためにさらに借金して債務が重なること」 をいいます。

1. 任意整理	利息制限法による利息の計算により、正当な支払い債務金額を再計算し、借金を減らします。 その金額を元に債権者の同意を得て、債務整理を行います。 裁判所を介さずに直接債権者と交渉を行いますので、弁護士等を代理人とする場合が多いようです。
2. 特定調停	基本的には1の任意整理手続きと変わりませんが、こちらは裁判所を通して債権者と交渉します。弁護士等が代理人に付かない場合が多いようです。
	任意整理手続・特定調停手続は比較的借金が少ない人向きです。手続により再計算された借金を3~5年以内で返済できるかどうかが目安となります。
3. 個人再生手続	債務総額が5,000万円以下(住宅ローンを除く)で、安定した収入の見込みがある人が利用 出来る方法です。債務の一定額を原則3年で返済する計画(裁判所の許可を得たもの)をたて、 返済が完了すれば、残りの債務の免除が受けられます。ローン返済中の住宅等の財産の維
4 克马林辛	持が可能です。(但し、ローンで買ったもので住宅以外のものは除きます。) 上記の1.2.3の手続きによる債務整理が困難な人への最終手段です。
4. 自己破産	裁判所に「自己破産の申立て」を行い、「破産手続開始決定」を受けます。あわせて、支払の免除を受けるための「免責の申し立て」を行います。 「破産手続開始決定」を受けると、住宅などの高額な資産は金銭に換えて債権者全員に分配されます。

自己破産の主なデメリット

- (1) 信用調査機関のブラックリストに載ります・・・大体5~7年位の間はローンやクレジットが利用出来ません。
- (2) 資格制限・・・免責が確定するまで一定の職種に就けないことになります。
- (3) 破産情報が官報に掲載されます。
- (4)マイホーム等の高額な財産が処分されます。
- (5) 引っ越しや旅行が制限されます。(破産管財人が選任される場合)

[多重債務に陥らないために]

- 自分の払える限度を知って、買い物はその範囲内で。
- 安易にキャッシングを利用しない。
- 返済のために他の金融機関から借り入れしない。
- 連帯保証人になるよう頼まれても、家族に相談する等慎重に・・・。
- 返済出来なくなったら、早めに弁護士や公的機関に相談を。





多重債務問題に対する取り組みについて

(③ 福岡県のギャンブル等依存症対策について)

(福岡県保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室)

令和5年9月6日(水) 令和5年度福岡県消費者安全確保地域協議会

福岡県のギャンブル等依存症対策について

~福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画~

福岡県保健医療介護部 健康増進課 こころの健康づくり推進室 自殺・アルコール問題対策係 係長 濱崎 真理

福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和2年11月に策定し、令和5年3月に見直し

【計画策定の趣旨】

- ○ギャンブル等依存症は、患者本人が依存症であるという認識を持ちにくく、 多重債務問題のほか日常生活や社会生活に様々な問題を生じさせ、家族に も深刻な影響を及ぼすことから、重大な社会問題となっている。
- ○「ギャンブル等依存症対策基本法」の規定に基づき策定。
- ○医療、司法、自助グループをはじめとする民間団体、事業者、警察、教育、 行政の関係者が連携して、ギャンブル等依存症の発生予防から相談、治療、 回復支援、再発防止まで切れ目のない支援を行い、ギャンブル等依存症により不 幸な状況に陥る人がいない健全な社会の実現を目指す。

福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画

【計画の期間】 令和5年度から令和7年度(3年間)

【ギャンブル等依存症の定義】

〇基本法においてギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、 ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)にのめり込むことにより

日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」をいう。(第2条)

ギャンブル等依存症の医学的定義

(ICD-10):病的賭博

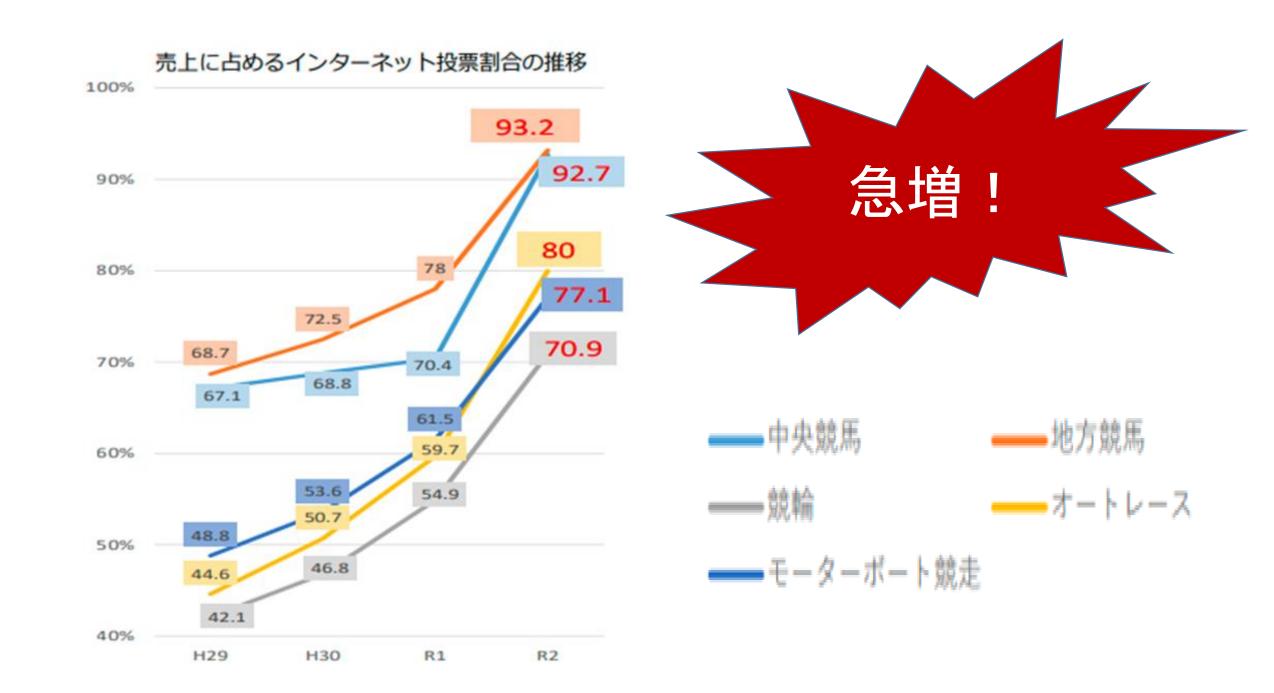
(DSM-5): ギャンブル障害

医学的定義よりも 広くとらえている

ギャンブル等依存症の現状と課題1/7

【ギャンブル等の現状】

- ○県内の公営競技場
 - 競馬(小倉)、競輪(小倉、久留米)、オートレース(飯塚)、
 - モーターボート競走(若松、芦屋、福岡)、
 - ※場外発売所やインターネットでも投票券の購入が可能。
 - 20歳未満の者の投票券の購入は禁止
- 〇県内のぱちんこ等遊技の現状
 - ぱちんこ営業所は、303か所(令和3年7月末時点)、遊技機の設置台数は、
 - ぱちんこ・パチスロを合わせて18万台余に及び、人々の生活に身近な存在。
 - ※ぱちんこ営業所は18歳未満の者の立ち入りを禁止



ギャンブル等依存症の現状と課題2/7

【ギャンブル等依存症に関する現状】

〇県内のギャンブル等依存症が疑われる者の数

福岡県の人口(令和2年国勢調査)で換算 約7万6千人(推計)

医療につながって いないのでは?

〇県内の専門医療機関(ギャンブル等依存症)の受診者数 外来286人、入院29人(令和3年度)

<推計数>独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターの調査 「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」(令和2年度)より、

「過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者の割合」 2. 2%と推計

ギャンブル等依存症の現状と課題3/7

受診までの経緯

~福岡市内の専門医療機関の例~ 病的賭博の診断を受けた全患者数111名の受診までの経緯

20歳でギャンブル開始

23歳で借金を開始

12年の借金生活を経て

37歳で 病院受診

医療機関につながった年齢

	GA開始年齢	借金開始年齢	初診年齢
中央値	20歳	23歳	37歳
最頻値	20歳	20歳	33歳
最小~最大	16~50歳	17~50歳	18~81歳

借金額

借金総額	初診時借金残高
400万円	90万円

ギャンブル等依存症の現状と課題4/7

【ギャンブル等依存症と関連する問題】

- 〇多重債務
- 〇生活困窮
- 〇配偶者への暴力(DV)、児童虐待
- 〇犯罪
- 〇自殺

患者本人だけでなく、家族をはじめとする 周囲に深刻な悪影響を与える。

患者本人や家族の精神的問題や家庭崩壊、 日常生活・家庭生活・社会生活に様々な問題 がある場合は、早期に適切な相談や支援に つなげ、重症にならないように対応する必要 がある。

ギャンブル等依存症の現状と課題5/7

【県内の相談状況】

- 〇県及び政令市の精神保健福祉センター(相談支援拠点施設*)における相談件数 249件 (令和3年度)
 - *相談支援拠点施設:福岡県域→福岡県精神保健福祉センター 北九州市→北九州市精神保健福祉センター 福岡市 →福岡市精神保健福祉センター
- 〇県内の保健所(政令市含む)における相談件数 49件(令和3年度)

ギャンブル等依存症の現状と課題6/7

【県内の医療機関及び民間団体の現状】

- 〇ギャンブル等依存症**治療拠点病院(1カ所**)
 - 県立精神医療センター太宰府病院
- 〇ギャンブル等依存症**専門医療機関(15カ所)**
- 〇自助グループ

「ギャンブラーズ・アノニマス(GA)」: 本人

「ギャマノン(GAM-ANON)」: 家族や友人

「全国ギャンブル依存症家族の会福岡」

「公益社団法人ギャンブル依存症を考える会福岡」

「ジャパンマック福岡」:回復・社会参加の施設

北九州	門司松ヶ江病院
	八幡厚生病院
	行橋記念病院
福岡	雁の巣病院
	うえむらメンタルサポート診療所
	倉光病院
	おおりん病院
	回生病院
	県立精神医療センター太宰府病院 (治療拠点)
筑豊	一本松すずかけ病院
筑後	三池病院
	堀川病院
	のぞえ総合心療病院
	のぞえの丘病院
	聖ルチア病院

ギャンブル等依存症の現状と課題7/7

【課題】

- 1 正しい知識の普及・啓発(社会へ出る前の準備段階における働きかけ)
- 2 インターネット投票の急増を踏まえた事業者による取組み (広告・宣伝の在り方、アクセス制限、不適切なギャンブル等の防止)
- 3 相談体制の整備(相談窓口の周知と人材育成)
- 4 依存症専門医療機関等の整備(つながりやすい医療体制)
- 5 関係機関の連携(早期発見と回復への取組)
- 6 多機関連携の構築(回復につながった成功事例の共有)

重点目標

【重点目標1】

ギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発生を予防する。

【重点目標2】

ギャンブル等依存症である者とその家族が、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、相談、治療、回復支援、再発防止に至る切れ目ない支援体制を整備する。

具体的な取組

- 1 若年層に対する正しい知識の普及・一般県民向け普及啓発
- •ギャンブル等依存症に関する健康教育の実施
- (高等学校、大学等の生徒・学生や教員、保護者等に対する健康教育等)
- •一般県民を対象とした講演会の開催、啓発資材の作成・配布
- ・企業等での職場教育の推進
- 2 事業者による広告・宣伝、入場制限等
- ・射幸心をあおらない広告・宣伝の推進
- ・未成年者に対する入場、投票券購入の管理の徹底等
- 公営競技場等の従業員の人材育成

具体的な取組

3 相談体制の充実

- •精神保健福祉センター、保健所による相談対応(治療や支援者につなぐ)
- ギャンブル等依存症相談対応マニュアルの活用と周知

4 依存症専門医療機関の充実

- •依存症専門医療機関を増やすための研修会の開催
- ・依存症治療拠点機関においては、専門医療と情報共有し、依存症に関する 診療の質の向上及び連携を図る

具体的な取組

5 社会復帰支援・民間団体の活動に対する支援

- 相談に合わせた回復支援の方法を提示するなど情報提供を確実に実施
- 適宜、必要と思われる関係機関との情報共有等による連携促進

6 関係機関との連携

- 「福岡県ギャンブル等依存症対策関係機関連携会議」において、相談から 治療、回復支援まで円滑につなげることができるよう情報を共有
- •本計画の進捗状況の評価等を実施

啓発用くギャンブル等依存症の冊子>



ギャンブル等の問題で 悩んでいる 福岡県民の方々へ

はじめに p.2

予防と回復について p.4

予防するには p.5

家族の対応 p.8

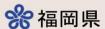
借金の対応 p.9

回復について p.10

福岡県内の自助グループ p.11

福岡県内の相談窓ロ一覧 p.12

体験談 p.14



福岡県HP(ギャンブル等依存症)

